

令和7年度第12回農業委員会総会議事録

開会月日	令和8年3月25日(水)		開議の時刻	午前10時25分		
場 所	市総合会館3階 303会議室		閉議の時刻	午前11時16分		
議 長	東松山市農業委員会 会長 久保田 節子					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	荒川 光明	出 席	7	鹿田 明	出 席
	2	須長 則明	〃	8	島田 安三	〃
	3	高橋 満康	〃	9	関根 文男	〃
	4	山下 正行	〃	10	松本 禮子	〃
	5	杉浦 勉	〃	11	久保田 節子	〃
	6	藤野 香織	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	加島 隆久	出 席
		武川 美江	〃		栗原 啓一	〃
	大 岡	神庭 善夫	〃		高橋 仟治	〃
		小山 貞雄	〃	今井 淳一	〃	
		中島 勇	〃	大塚 春夫	〃	
	唐 子	小澤 謙一	〃	野 本	奥泉 隆	欠 席
		戸井田 貞義	〃		小峰 進	出 席
		長谷部 高治	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	横田 信行	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件	1 開 会	会長職務代理は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。
	2 議事録署名委員の選任について	議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 10 番 松本 禮子 委員 1 番 荒川 光明 委員
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>須長委員は議事参与の制限に該当するので、本議案の議決に参加しなかった。</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、大字松山に所在する法人としての申請人（受人）より、大字東平在住の申請人（渡人）が、大字松山地内に所有する農地（田 1 筆）を、受人は農業経営拡大のため、渡人は農業後継者がいないため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、受人が坂戸市に所有する農地について、適正に耕作・管理されていることを確認している旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>2 番の申請について 松山地区・須長委員より、2 番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、熊谷市在住の申請人（渡人）が、大字東平地内に所有する農地（畑 2 筆）を、受人は自己所有農地に隣接しており、一体利用により効率化を図るため、渡人は高齢手不足のため農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、受人の耕作権が及ぶ農地に関しては、耕作・管理されている状態である。年間の農業従事日数も 150 日を超えていて、許可相当であるとの報告がなされた。</p> <p>事務局より、受人が熊谷市に所有する農地について、適正に耕作・管理されていることを確認している旨の報告がなされた。</p>

<p>議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、松本町 2 丁目在住の申請人が、大字松山地内に所有する農地(畑 1 筆)を、貸駐車場に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、貸駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>
<p>議案第 3 号 農地法第 5 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	<p>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 松山地区・須長委員より、1 番の申請について、茨城県笠間市に所在する申請人(受人)としての法人より、東京都豊島区在住の申請人(渡人)が、大字市ノ川地内に所有する農地(畑 1 筆)を、太陽光発電設備の設置のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されているが、周辺農地より高くなっているので、雨水が周辺に悪影響を与えないようにと、事務局を通じて代理人に伝えてある。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電設備の設置の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>久保田会長より、地区の現地調査の際に、添付書類からは周辺住民への説明会の実施の有無などがわからなかった、との意見がなされた。また、須長委員より、申請書の添付書類について、提出の有無がわかるチェックリストがほしい、との意見がなされた。</p> <p>事務局より、補足資料としてチェックリストを配布する旨の回答がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

2番の申請について

唐子地区・荒川委員より、2番の申請について、比企郡嵐山町に所在する申請人（受人）としての法人より、川越市在住の申請人（渡人）が、大字下唐子地内に所有する農地（畑1筆）を、資材置場（拡張）のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、資材置場（拡張）の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3番の申請について

唐子地区・荒川委員より、3番の申請について、比企郡滑川町在住の申請人（受人）より、大字下唐子在住の申請人（渡人）外1名が、大字下唐子地内に所有する農地（畑3筆）を、専用住宅の建築のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、専用住宅の建築の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4番の申請について

野本地区・関根委員より、4番の申請について、あずま町在住の申請人（受人）より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑1筆）を、一般住宅（自己用住宅）に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と判断されるが、一般住宅（自己用住宅）の必要性が認められるため、第1種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5番の申請について

野本地区・関根委員より、5番の申請について、富士見町在住の申請人（受人）より、大字上押垂在住の申請人（渡人）が、大字上押垂地内に所有する農地（畑1筆）を、自己用住宅に転用するため、貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10ha以上の一団の農地であるため第1種農地と

議案第 3 号
農用地利用集積等促進計画
(案) の件

判断されるが、自己用住宅の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

6 番の申請について

野本地区・杉浦委員より、6 番の申請について、若松町 2 丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、大字柏崎在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場の拡張のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、10 h a 以上の一団の農地であるため第 1 種農地と判断されるが、資材置場の拡張の必要性が認められるため、第 1 種農地の不許可の例外に基づき、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について

農業委員の鹿田委員、杉浦委員、関根委員、農地利用最適化推進委員の加藤委員が議事参与の制限に該当した。

議長は市農政課に説明を求めた。

市農政課より、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。

島田委員より、農地所有適格法人が貸借を受ける場合、誰が要件の確認をしているのか質問がなされた。

市農政課より、契約書の添付書類に農地所有適格法人の要件を満たすかを確認するものがあるので、その書類をもとに農政課と農業委員会事務局で確認している旨の回答がなされた。

島田委員より、農地所有適格法人の要件確認は農業委員会の専管事項。新規で農地所有適格法人が農用地利用集積等促進計画に参入する場合は、農業委員会に議題として挙げてほしい、との意見がなされた。

戸井田委員より、農地所有適格法人と解除条件付き貸借の法人について、違いについての質問がなされた。

事務局より、農地所有適格法人は農地を所有することができる法人で、解除条件付き貸借の法人は農地を所有することができないが、問題があったとき契約の解除ができることを条件の一つとして付することによって農地を借りることが

<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p>	<p>できる法人。どちらの法人も要件を満たしているかの確認のため年に1度事業の報告書の提出を義務付けられている旨の説明がなされた。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p> <p>事務局報告案件 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第3条の3権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第4条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地法第5条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、2件を確認する。</p> <p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、1件を確認する。 事務局より、報告書が未提出で耕作もしていない法人について、耕作の意志の有無等についての確認の通知を発送した旨の報告がなされた。</p>
<p>その他</p>	<p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和8年4月27日(月) 午前10時20分～ 会 場 市総合会館3階 304会議室</p> <p>午前11時16分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和7年度第12回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。</p> <p>令和8年4月27日</p> <p>議長 久保田 節子</p> <p>委員 松本 禮子</p> <p>委員 荒川 光明</p>